

応募原稿査読要領

中小企業会計学会 学会誌編集委員会
平成 27 年 5 月 6 日制定
令和元年 8 月 18 日改定
令和 5 年 11 月 10 日改定
令和 6 年 11 月 16 日改定

1. 「査読」の実施と掲載可否の判定

学会誌編集委員会は、2名の査読者を選定し、ダブルブラインド制に基づく査読を実施する。査読者は、投稿論文に対して、次のいずれかの評点を付けたうえで、評点の理由及び論文の質向上に向けたコメントを「査読結果報告書」に記載する。

なお、投稿論文の掲載の可否は、査読者の評点及びコメント等をふまえて、学会誌編集委員会が決定する。

(1) 評点と判定

査読者は、査読対象となる投稿論文に下記のいずれかの評点を付ける。

- ・掲載可が望ましい：3点
- ・再査読により掲載の可否を判断することが望ましい：2点
- ・掲載不可が望ましい：1点

2名の査読者の合計評点によって、掲載可、再査読、掲載不可のいずれかとなる。

- ・評点が6点：掲載可とする。
- ・評点が5点：掲載可を仮決定するが、再査読の結果により、最終的に学会誌編集委員会が掲載の可否を判断する。
- ・評点が4点：再査読を実施する。
- ・評点が3点：2点と1点のそれぞれの査読結果報告書と投稿論文を学会誌編集委員会を確認したうえで、再査読の可否を学会誌編集委員会が判断する。
- ・評点が2点以下：掲載不可とする。

ただし、評点が3点、4点及び5点の場合に、投稿者が投稿論文の取り下げを希望する場合には、査読プロセスは終了する。

(2)再査読

再査読は、原則として第1回目の査読と同一の査読者によって実施し、査読者は「掲載可が望ましい」または「掲載不可が望ましい」のいずれかの判断を下すとともに、掲載の可否の理由について「査読結果報告書（再査読）」に記載する。

①2名の査読者が「掲載可」の場合：掲載可とする。

②2名の査読者が「掲載不可」の場合：掲載不可とする。

③1名の査読者は「掲載可」、もう1名の査読者は「掲載不可」の場合：

査読結果報告書（再査読）の記載内容に基づき、学会誌編集委員会が掲載の可否を決定する。

なお、第1回目の査読において、2名の査読者の評点が3点と1点に分かれた場合には、学会誌編集委員会が第1回目の査読とは異なる査読者1名に再査読を依頼し、新たな査読者による査読結果と、当初の査読者の査読結果をふまえて、学会誌編集委員会が最終的な掲載の可否を決定する。

(3)掲載不可となった場合の対応

①投稿者が統一論題報告者以外の場合

査読の結果、査読付論文としての掲載が不可となった場合、投稿者は学会誌編集委員会に対して、「査読無論文」、「査読無研究ノート」、「事例解説」のいずれかとしての掲載を求めることができる。

投稿者から掲載希望が出された場合、学会誌編集委員会は、査読結果報告書の内容をふまえて、「査読無論文」、「査読無研究ノート」、「事例解説」のいずれかとしての掲載の可否を決定する。なお、学会誌編集委員会は、必要に応じて当該投稿論文の査読者に対して、掲載可否について意見を求める場合がある。

②投稿者が統一論題報告者の場合

査読の結果、査読付論文としての掲載が不可となった場合、投稿者は学会誌編集委員会に対して、招待論文としての掲載を求めることができる。この場合、招待論文として掲載する。

4. 査読評価の基準

査読者は、次の査読評価の基準により査読を行って、評点を付ける。

(1) 有用性：学界または実務等に貢献があり、論文を公表することに意義がある。

(2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。

(3) 信頼性：構成が論理的であり、表現についても適切である。

5. 査読方針

査読者は、次の査読方針によって、査読を行う。

- (1) 「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には、積極的に採択する方向で検討する。
- (2) 査読の結果、「再査読により掲載の可否を判断することが望ましい」とする場合には、再査読に向けて、投稿者がどの部分をどのように修正すれば「掲載可」となるのかについて、具体的かつ明瞭に指示する。
- (3) 「新規性」について問題がある場合には、既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。
- (4) 再査読は原則として1回のみとする。

6. 査読結果報告書の提出期限およびその方法

査読者は、学会誌編集委員会から査読結果報告書及び投稿論文が査読者に到着した日から起算して、原則として1か月以内に、査読結果報告書に必要事項を記入し、学会誌編集委員会幹事宛に、電子メールの添付ファイルにて査読結果報告書を提出する。なお、再査読の場合も同様の手続きを取るものとする。